

女性活躍推進法 行動計画

女性従業員に対する職業生活に関する機会を提供しながら、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備をするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月31日までの 1年間

2. 内容

目標1：職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備として、

全社の有給休暇取得率 50%以上 を目指す